

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン」の
平成23年度実施結果に関する評価について

答 申

平成24年9月

板橋区男女平等参画審議会

(写)

平成24年9月24日

東京都板橋区長
坂本 健 様

板橋区男女平等参画審議会
会 長 関 根 靖 光

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプランの
平成23年度実施結果に関する評価について (答申)

板橋区男女平等参画審議会は、平成23年11月14日付23板政参第78号をもって諮問された「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」の平成23年度実施結果に関する評価について、議論を重ねてまいりました。

この度、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申いたします。

当審議会としては、本答申を踏まえ、板橋区において十分な議論を行い、評価結果を次年度以降に反映されるよう希望いたします。

目 次

はじめに	1
1 平成23年度実施状況に関する評価	3
2 参考資料	33
資料1 評価方法について	
資料2 第四次行動計画体系における評価点一覧	
資料3 諮問文	
資料4 板橋区男女平等参画審議会開催状況	
資料5 板橋区男女平等参画審議会委員名簿	

はじめに

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン（以下、「第四次行動計画」という。）は、男女平等参画社会の実現をめざして、板橋区男女平等参画基本条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成23年2月に策定されました。

平成23年度は、第四次行動計画の実施初年度であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や配偶者暴力被害者支援の充実などを重要な視点ととらえ、社会全体で取り組む環境づくりを推進するなど、新たな取組も含めて様々な施策が進められてきました。

本答申では、計画事業について、男女平等参画という視点で点検し、「新評価基準」により課題ごとに評価を行いました。

ぜひ、男女平等参画審議会による実施結果に関する評価を次年度の取組に反映し、担当課のみならず、区全体が一丸となって行動計画を効果的に実施されることを期待します。

少子高齢社会への流れの加速や就業形態の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中、昨年、東日本大震災発生後、人と人との連帯の大切さが認識されるなど、様々な面で変化が現れています。

こうした現状を踏まえ、職員一人ひとりがこの答申を契機に、「男女平等参画の視点」をより深く理解し、事業を執行されることを願い、答申書を提出いたします。

平成24年9月24日

板橋区男女平等参画審議会
会長 関根靖光

平成23年度実施状況に関する評価

板橋区男女平等参画審議会は、平成23年11月14日、板橋区長より諮問を受け、第四次行動計画の23年度実施状況の評価を行いましたので、ご報告いたします。

第四次行動計画の目標は次の4つの“めざす姿”で表現されています。

- I 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
- II 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
- III 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
- IV 男女の平等と人権が尊重される社会

これらは、東京都板橋区男女平等参画基本条例（以下、条例という。）の第3条の5つの基本理念（人権の尊重、個性や能力の発揮、活動方針を決定する過程への参画、多様な生き方の選択、家庭生活と社会活動の両立）及び第4条（性別による権利侵害の禁止）に対応するもので、板橋区が全区を挙げてその実現に邁進すべきビジョンを描いています。第四次行動計画は、23年度から27年度の5年間で、区がそれらのビジョンをどのような仕方で、どの程度実現するのかに関する計画書と言えます。そこには、それぞれの“めざす姿”に対応して具体的な課題が挙げられ、その課題の下で、所管課が実施すべき取組が列記されています。これらは、各課が責任をもってそれらの取組を実現すると公に約束した内容でもあります。

23年度、各課はどの程度その約束を履行したのか。審議会はまず各課に、取組一つひとつにつき、実施状況が「A 順調であった」「B 改善点がある」「C 不十分であった」の3段階の評価基準に基づき自己評価をお願いしました。その際、計画—実施—評価—改善（P-D-C-Aサイクルと呼ばれる）の観点から個々の内容を記載してもらい、今回の評価が次年度以降にP-D-C-Aサイクルとして累積的に続くよう、評価表の書き方も刷新しました。各課からの自己評価の報告書が資料の「第四次行動計画一次評価表」です。

審議会はこの一次評価を受けて、6つの部署（男女社会参画課、指導室、健康推進課、保育サービス課、子ども家庭支援センター、赤塚福祉事務所）に対してヒアリングを実施しましたが、それらの成果も参考に、各委員一人ひとりがすべての所管課の自己評価を取組毎に精査しその妥当性を検討し、そのうえで第四次行動計画の4つのめざす姿と19の課題に対して各自が外部評価を行いました。

その際、評価基準を5段階に細分化し、課題解決に向けて「A」を「良好である」、「B+」を「概ね良好であるが、さらなる拡充を求める」、「B」を「ほぼ良好であるが、さらなる改善を求める」、「B-」を「さらなる改善を求める」、「C」を「課題解決につながらず不十分」としました。

なお、評価に先だって、留意すべき2点を先に挙げておきます。1点目は、評価対象の23年度は、5年にわたる第四次行動計画の初年度にあたり、評価にあたって審議会はかなり厳格に審査したという点です。2点目は、各課が独自の目的をもって日々業務に邁進していることは十分に認識しつつも、ここではあくまで「男女平等参画社会実現」という

観点から事業の実施状況を評価するのであって、課そのものの価値を評価しているのではないことです。行動計画の成否は、すべての関連機関が男女社会参画課を中心に連携・協働のネットワークづくりに積極的に参画する、という一点にかかっています。ご助力を重ねてお願いする次第です。

なお、外部評価は概ね次の3つの観点から行われます。

第一に、各取組は条例及びその理念的根拠にあたる憲法、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等の基本的考え方を反映しているかどうかという点です。課題や取組の意味は、それらに由来する必要があるからです。これを、取組の「理念妥当性」と名づけます。該当する取組が十分な理念妥当性を有するかが評価の焦点の一つとなります。

第二に、各課には上記の理念を実現する主体として、どのような取組体系を描き、そこから、どのような価値基準で今回の取組を選択したのか。より効果的という観点か、それとも価値重要性の観点からか。更に、その取組は中長期の目標の一つの過程なのか、それとも単年的あるいは短期的目標なのかが計画性の点が評価の際に考慮されます。取組の「計画的確性」と名づけます。

第三に、各課は取組を実施する主体です。他の部署と連携・協働する場合においても、実施については、取組姿勢や実行力が問われます。更に、実施した結果が当初の目標を達成したかどうか、また単に目標を達成しただけでなく、区民の立場から、有効であったかどうか評価の対象になります。これを、取組の「実行有効性」と名づけます。

すべての所管課には、取組の理念妥当性、計画的確性、実行有効性について、区民に対する説明責任があります。取組の立案から実施結果、そして自己評価に至る主要な諸点で、必要なデータの開示と説明が要求されることを踏まえた対応が必要です。自己評価ないし外部評価で、改善の評価があった施策については、その後どのように改善に取り組んだか経年のデータ提出が求められます。このような観点から、来年度以降どの所管課も、区民に情報開示し説明責任を果たすとの方針で行動計画に参画していただきたいと思えます。

(注：外部評価をするにあたって、各所管課から提供された情報では、計画的確性及び実行有効性を明確に区別して評価するのに困難な複数の課題については、2つの評価のカテゴリーを併記し、そのもとで総合的に評価しています)。

*

*

I-1 “めざす姿I”に関する外部評価の視点

「男女平等参画の意義を広く理解し行動に結びつく社会」というビジョンを持つ“めざす姿I”は、条例第3条(3)の「活動方針を決定する過程への参画」を中核としています。「参画」は「参加」と異なり、国や都道府県・市区町村のレベルで言えば、女性が政策等の決定プロセスに立案段階から決定に至る全段階に主体的に関わることを意味します。これを経済・社会の領域でいえば、経営方針や団体の運営方針の決定プロセスに女性が主体的に参画することになりますし、家庭生活に引き寄せれば、男女が平等のパートナーとして、家事・育児・介護・レクリエーション等の基本的な事柄について参画することを意味

します。家庭生活に関しては、特に男性が参画する責務と権利の自覚が必要です。

“めざす姿Ⅰ”の外部評価の根幹は、この「参画」推進の観点からなされるべきです。

更に、もう一つの観点を挙げれば、男女平等参画を実質的に推進するうえで、「男女平等参画社会をめざしています」と宣言している板橋区の条例そのものを区民に周知してもらい、自発的に協力してもらおう環境をつくることです。この男女平等参画社会の理念は、男女共同参画社会基本法に基づくもので、更には日本も締約国である女子差別撤廃条約の国際的理念に適うものですから、公民として、地球市民として、男女平等の考え方を身につけ行動に移すことが区民一人ひとりに求められていると言えます。家庭教育から保育、そして幼稚園から大学に至る学校教育において、人権教育の一環として、男女平等と社会参画の平等の権利を教えられる必要があります。

上記の観点は、“めざす姿Ⅰ”を支える3つの課題に反映されています。課題1は「行動に結びつく男女平等の意識づくり」、課題2は「学校等における男女平等教育・学習の充実」、課題3は“めざす姿Ⅰ”の中核である「政策・方針決定過程等における女性の参画促進」です。

以下、それぞれの課題の実施状況に対する外部評価を行い、最後に“めざす姿Ⅰ”全体の施行状況についての外部評価を加えます。

①課題1の外部評価は「B+」です。

課題1のテーマは「行動に結びつく男女平等の意識づくり」です。男女社会参画課が幅広い区民へ向け、普及・啓発に努めました。

1) 理念妥当性

条例の第12条は「区は男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努める」ことになっており、課題1はそれに該当します。しかし、男女平等参画社会の意義を理解するためには、民主主義的な市民社会や女子差別撤廃を訴える国際条約、男女平等参画社会基本法などを深く理解する必要があります。

2) 計画的確性

所管課は、上記の課題のもとにどのような取組を構想したのでしょうか。その中から、実施した取組がなぜ他ではなくこれらを選択したのか、メリットの優劣はどこにあるのか等、説明できなければなりません。具体的に実施したのは、区民まつりや成人式など多くの区民が集まる機会に条例のポスターやパンフレットを配布したり、若者をターゲットにするメールマガジンや携帯サイトなどの通信媒体の活用を検討、情報誌の見直しや充実に図る等です。「課として活気を感じ、方法論がまとまりつつある」と高評価する委員がいた一方で、「区民との接点や方法について取組に選択の余地がある」と指摘し、区民の立場に立って、他の取組の可能性も考慮するよう求めた委員もいました。実際、区民の立場に立つと、条例の中核である基本理念そのものは女子差別撤廃条約などの明解な条項と比べ、抽象的で分かりにくい点があります。従って条例を提示するだけでは効果は薄く、伝える内容にも創意工夫の必要があります。

もう一つ実施を試みた取組は、大学や町連、商連、産連等への普及・啓発運動です。そ

これらの機関・団体が男女平等参画社会実現に協力し、そのプロセスに（参加ではなく）参画することになれば、条例の精神を活かすことになります。意図としては適切です。

更に、区民の直接参画の企画もありました。公募区民の実行委員が企画・運営するいたばし男女平等フォーラムの開催や、区民公募編集委員が参加する「センターだより」は、参画の趣旨を十二分に発揮しています。

男女平等推進センター（スクエア・I）が区民が集い企画し参画する拠点となるためには、同センターに登録している団体が充実した活動を展開し、相互に連携して、区の男女平等の推進に協働して参画する体制づくりが重要です。登録団体への支援の取組は、評価できます。

最後の取組は相談体制の充実です。23年度、区市町村直営では都内初の「配偶者暴力相談支援センター」が開設され、DV専門相談もスタートしました。

3) 実行有効性

全般的に「概ね良好な取組がなされている」との印象があります。しかし、大学との協働については、男女社会参画課の自己評価によると「働きかけが不十分」、商連・産連との連携については「一緒に企画提案を行うというよりは、決まったものを情報発信してもらおう」という姿勢になってしまったとの反省点があり、また、DV専門相談については、初年度ということで「関係機関との連携が十分でない点が見られた」との自己評価があります。DV被害者の救済に関わる相談体制において連携が不備であったということは、実行有効性において大きなマイナス点です。委員の中には、「専門家との連携を重視し、早急に相談体制を充実していく必要がある」と見て、真摯な対応を求めています。

②課題2の外部評価は「B」です。

課題2はテーマが「学校等における男女平等教育・学習の充実」です。“めざす姿I”の教育分野での実現をめざしています。

1) 理念妥当性

条例の第11条「教育及び啓発の推進」に基づく課題です。遡ると、女子差別撤廃条約第10条「教育における差別撤廃」に至りますが、その(b)「(男女)同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会」に基づいて1994年、高等学校の家庭科教育は男女とも選択必修になりました。(c)は「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行う」としています。中学・高校において女子差別撤廃条約をはじめ、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法などは、人権教育の源泉的教材になります。

2) 計画的確性

板橋区の小・中学校では、男女平等参画理念をどのような取組で構想しているのでしょうか。取組「生徒・児童・園児等の男女平等意識の向上」では、第一に、男女混合名簿の作成と使用、第二に、保育園での性差を意識し助長させないための男女平等参画の視点に配慮した教材の使用、第三に、男女平等教育を含む人権教育の推進等。企画としてはどれも、

象徴的な取組です。

3) 実行有効性

教育委員会指導室では、積年の課題である小・中学校での男女混合名簿が平成19～22年度の小学校90%・中学校30%から23年度はそれぞれ98%・57%に増加し、一定の改善が見られました。ヒアリングではその後中学校において100%になったとの報告もあり、著しい進展が見られました。24年度を先取りすれば、実行有効性の点では文句なくAです。しかし男女混合名簿問題は、教育現場における合理的理由のない性差別を是正する取組の象徴であると理解すべきです。混合名簿の解決で良しとせず、校内生活の中で、何気なく或いは意図的に行われている差別に注意すべきでしょう。むしろ男女平等参画の観点から、クラス運営や様々な企画の実行において、方針の立案から決定、そして実行に至るプロセスに男女の別なく平等に参画するよう、積極的指導が望まれます。24年度は、様々な観点から男女平等教育を実践し、報告してください。

委員によっては、そのような試みの一つとして、「児童生徒が自身の父親・母親に職場の話聞き取る」ことを提案しています。親からの話によって子どもたちは実感をもって職場における男女の働き方の現実を知ることができるようになるからです。

また別の委員からは、中学校の制服について、「女子はスカートと指定されていることが多い。スカートは行動を規制するため、制服着用は儀式のみとか女子用のパンツも指定するなどの工夫が必要である」との意見がありました。

更に指導室は、人権教育に関する研究協議会や研修会の参加状況、区の人権教育全体計画および人権教育年間指導計画の中に男女平等教育を位置づけられたとして、自己評価を「順調」=Aとしています。しかし、実際に区の作成した年間指導計画の模範例や、人権尊重教育推進校の区立板橋第十小学校の年間計画を見ると、男女平等教育に関連する授業が前者は1件、後者は2件確認できるだけです。更なる検討が必要です。

保育サービス課では、引き続き、職員等へ向けた意識啓発を促進する取組として、男女平等などに関する研修に参加しました。日頃より、「男は〇〇、女は〇〇」という固定観念で物事や相手や自分を見ないことを意識した保育に取り組んでいるとの報告ですが、個性化にも配慮して推進してください。

子ども政策課は、児童館・学童クラブ職員に対し「子育て支援における児童館・学童クラブの役割」研修を実施し、100名の職員が参加。「子育ては男女協力して実施する重要性を再認識できた」として自己評価を「順調」としています。日本も締約国である児童の権利に関する条約第18条に「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う」と規定しているとおります。今後も、父母（法定保護者）がともに児童の養育についての責任を遂行することに留意した子育て支援に取り組んでください。

③課題3の外部評価は「C」です。

1) 理念妥当性

課題3は「政策・方針決定過程等における女性の参画促進」を目標として掲げていますが、その内容は“めざす姿I”「男女平等参画の意義を広く理解し、行動に結びつく社

会」の中核となる課題と考えられます。めざす姿がイメージしているのは、板橋区の女性が男性と等しい権利を持って、区や地域等の様々な機関・団体において、政策や経営・運営方針や方法を巡って互角に議論し、立案及び決定の全プロセスに参画できる社会だからです。課題3は“めざす姿I”の中核だけでなく、男女平等参画推進の中核でもあります。「参画」を広く取れば、政治的だけでなく、経営から団体運営、家庭生活等における方針の立案から決定まで実質的に参画することを指します。女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。男女平等参画社会の実現に向けて、女性の参画拡大は、極めて重要であるという点をすべての区民が自覚する必要があります。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

具体的取組は「審議会等への女性の参画の促進」「区民の区政参加や意見反映機会の充実」「女性リーダー育成と活用」の3点です。

最初の「審議会等への女性参画」については、男女社会参画課と総務課が共同で取り組んでいます。平成23年度の女性委員の比率は29.6%で、平成17年度の28.9%からわずか0.7ポイントの微増でした。両課の目標は40%ですから、クオーター制（割り当て制）などの工夫がかなり求められます。

ある委員は「女性委員比率向上に対する具体策に欠ける」と厳しく指摘し、この問題解決について他の委員は「一課、一部が解決できる問題ではなく、区役所全体で取り組むべきではないのか」と、区役所挙げての対応を要望しています。しかし、これは条例第9条によると区長の責務になっています。「区長は男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を講じ、男女間の均衡を図るものとする」。来年度以降は、条例を遵守することを望みます。

広聴広報課は、区民の区政参加と意見反映促進の具体策として、「いたばしタウンモニター制度」と「区民と区長との懇談会」に取り組みました。

前者は、定員54名の区民モニターが区の施策についてアンケート回答したり懇談会で討論をしたりし、その結論を所管課に返す、という参画型の企画で、課題の趣旨に込んでいる取組であると評価できます。しかし、モニターの意見が区の政策や行政に組み込まれて、着実に反映されていく仕組みが確立していない限り「参加」ではあっても本当の意味で「参画」とは言えないのではないかという危惧もあります。23年度の懇談会開催は1回でしたが、ご意見を承ったとのポーズに終わらないことを願います。インターネットを利用する「いたばしeモニター」は定員200名のところ登録実績は26名で、そのうち女性は6名でした。

「区民と区長との懇談会」については、大変良い取組と言えますが、区民が区政や区の行政に主体的に「参画」という意味ではまだ十分とは評価できません。また、この機会に条例で約束している事柄の履行を区長に求めることもよいでしょう。「区民と区長との懇談会」は、その話し合いが区の政策に反映されなければ、やはり「参画」とは言えないのではないのでしょうか。しかし「区民と区長との懇談会等では、町会連合会を通じて、地域の皆さまの参加が好評なので、できればもう1回位増やしたらどうか（男女平等参画意識の向上のために）」と評価する意見も寄せられています。

「女性リーダーの育成と活用」は、男女社会参画課、地域振興課、産業振興課の3課が関わりました。

男女社会参画課主催の「いたばしアイカレッジ」は、職場や地域における女性リーダー育成に寄与する講座をいくつか企画しており、今後の展開が大いに期待できます。なお、一つのテーマについて、立案の段階で各自が自分の意見を自由に表明し、その主張の根拠やメリット・デメリットなどを提示して、議論を通じて相手や聴衆を説得し、最後は決をとって結論に至るといふ、例えば、ディベートのような「言葉による参画」を習得する講座の企画も検討に値します。「参画」をより修得するための改善を願います。

地域振興課は、町会や自治会の女性リーダーの育成や能力開発のための財政支援を22年度限りで廃止しましたが、予算カットの中でも町会連合会の女性部が女性部会を1回開催し、町連各支部からの参加者35名での宿泊研修を行っている点から、女性部はがんばっているとの評価が可能です。しかし、町会・自治会の方針決定において、立案段階から決定に至るプロセスに女性部のリーダー達がどれだけ実質的に参画できているのかが問題です。委員の一人は、「会長職の女性の参画率が低い」とのコメントを寄せています。そもそも「女性の町会長が少ない」との意見も寄せられています。町会・自治会は任意団体ではありますが、地域コミュニティの活性化や福祉の向上を担う重要な組織です。ぜひ、地域振興課がリーダーシップを取り、改善するよう努力してください。

委員の一人から寄せられた次の提案も参考になります。「商店街に活気のある板橋区の特徴や、また生徒を職場体験で受け入れる実態も活かし、商店を切り盛りする女性が生徒たちに教える中で、商店の女性自身が気づきを得て成長し、生徒も成長しといったことが可能なプラスのサイクルを目指してはどうか」。

最後に産業振興課ですが、「経営者の大多数は男性であるため、男女共同参画の働きかけを強化したところで成果を上げることは困難」とコメントしており、自己評価は「不十分」です。差別的待遇がなければ、女性役員も多数輩出することでしょう。男性に偏った経営よりも、産業振興の点で有利となることは明らかです。より積極的な働きかけを期待します。

I-2 “めざす姿I”の審議会による外部評価と提言

同ビジョンを構成する課題1、2、3の評価が、それぞれ「B+」「B」「C」であったことに鑑み、“めざす姿I”の審議会評価を「B」とします。委員から指摘のあった「女性リーダーの育成と活用の取組に成果が低かった」ことが、今後の課題の方向性を明確に示していると思われまます。

「女性リーダー育成」については、より身近な日常の環境から進めるという現実的な取り組み方に関して、委員から次のような提案もありました。「いきなり、女性リーダーの育成を進めてくださいといっても、条件が整っていないので困難となりがちです。まず、地域・職場での男女の扱いに差がないか等を点検し、そこから意識改革を図っていかねばならない。待遇に男女差がなくなれば、それに従って、女性も力を発揮できるようになり、やがては管理職・意思決定機関にも多くの女性が加わる道が整えられていくものである」。

Ⅱ-1 “めざす姿Ⅱ”に関する外部評価の視点

テーマは「生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会」で、課題4から課題7に分かれています。当然、区民全員の個性と能力の発揮、安心な暮らしができる社会が大目標ですが、ここでは特に、女性、若者、ひとり親、高齢者、障がい者に焦点を絞って、如何に環境を改善することでその目標が達成できるのか、各所管課の23年度の取組成果が報告されています。

①課題4の外部評価は「B-」です。

1) 理念妥当性

1985年に男女雇用機会均等法が、女子差別撤廃条約批准の前提として制定されました。この条約の第11条では「雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」ことが締約国の義務とされ、その大意を受けて男女雇用機会均等法では、事業主に対して、募集・採用の機会均等を義務付け、配置・昇進・降格・教育訓練・職種・雇用形態などの性別による差別を禁止しています。板橋区においても、事業主は上記の法律に則った措置をとらなければなりません。課題4「働く場における男女平等参画の推進」はそれに該当し、就業している女性が現況の職場環境で自分の個性と能力を如何に発揮できるのかという“めざす姿Ⅱ”の要請の現れです。

2) 計画的確性

最初の取組「企業・事業所への普及・啓発」は、男女雇用機会均等法の制定・改正により法律的には女性の就業に関する機会均等と待遇は飛躍的に改善されてきたにもかかわらず、職場環境の実態は旧態依然という事態への対策です。男女社会参画課は所管課として、企業や事業所に対して男女雇用機会均等法の普及・啓発に努めてきましたが、23年度も同様の取組を実施しています。

産業振興課も同様に、企業・事業所への普及・啓発に取り組んでいますが、具体的事業としては2点あります。1点目は、企業訪問や窓口で一般事業主行動計画策定の意義を説いて策定するように促した点。2点目は、計画を策定した企業には、産業融資制度の利子補給割合を1割優遇加算するという施策に取り組んだ点です。一般事業主行動計画とは、少子化対策である次世代育成推進行動計画の一環で、大きく2つの内容を含んでいます。

(1) 子育てを行う労働者のワーク・ライフ・バランスを支援するため、出産や育児等に、男性も積極的に参加できる様々な職場環境の改善

(2) 従来の働き方を見直し、所定外労働の削減や在宅勤務の導入など工夫して、ワーク・ライフ・バランスに資する労働条件を整えること。確かに、男性の家事・育児・介護等への参画は、間接的には女性労働者の「個性と能力発揮」の機会を広げる活動ですが、ここでは、女性に対する差別を撤廃して、就労の機会や待遇面で更に向上・改善させる工夫を求めているので、考え方が異なります。しかし、試みとしては大いに推進すべきことでしょう。

次に、若者の自立の問題ですが、自立するのは本人であり、本人の自覚と努力がまず求められます。しかし就労面で長年ハンディキャップを負っている女性に、男性と同じスタ

ートラインに立てるようにポジティブ・アクションの意味で積極的に支援することは必要で、これは女子差別撤廃条約が強調しているように、逆差別ではありません。具体的な取組としては、男女社会参画課は区内の大学との連携を構想していたようです。大学との協働によるキャリア講座については、「キャリアデザインの内容を膨らませてプラン作りを行うことが必要。特に女性が経済的に自立する人生設計ができることが大切。従来女性が担ってきた食事・子育て・掃除・洗濯・介護をどうすべきかといった家庭内の仕事及び家族のあり方等を男女共同参画の立場から見直す講座が必要である」と指摘する委員もいました。

女性の就職・再就職については、男女社会参画課は就職支援セミナーや再就職支援セミナーを開催。再就職支援セミナー参加者には東京しごとセンターへの登録を勧め、追跡調査を行い、再就職の状況を把握するなどの支援活動を精力的に展開していると理解しました。

産業振興課は男女社会参画課との共催による上記のセミナー以外に、スキルアップや能力向上を図るため、宅地建物取引主任者、ファイナンシャルプランナー2級などの資格取得講座を開催しました。

起業を志す女性に対して産業振興課は、起業塾を開催し、魅力的な講師を呼んで起業を呼びかけてきました。男女社会参画課も「女性のための起業家入門講座」を2回開き、2回目は交流を深めるため懇親会形式にしたそうですが、その後、グループ同士の集いが続いたのか、どの位の人が起業したのか気になるところです。女性のアイデアから生まれたヒット商品も多く、起業へと結びつくよう堅実な援助が必要です。今後の展開が大いに期待できます。

就労に関する相談に関しては、男女社会参画課は必要な相談者にハローワークや東京しごとセンター等を紹介しています。

産業振興課は週2回、男女の専門家によるキャリアカウンセリングを実施し、利用者数も多く、アンケート回答の満足度も高いとのことでした。

以上、課題に対応する構想や計画においては、概ね的確であると評価できます。

3) 実行有効性

男女社会参画課による最初の取組、つまり企業・事業所への男女雇用機会均等法の普及・啓発ですが、これは同課が反省するように「関連資料を企業・事業所向けに配布する機会が少なかった」との結果でした。資料配布だけでは説得力はなく、何らかの方法で、事業主を直接説得し、かつメリットを提示することも必要であり、残念ながら決して十分な対応ではありませんでした。

なお、これに関連して「企業の立場では、出産休暇、育児休暇、育児短時間労働などを支えることは経営に大きな負担がかかるので経営の負担軽減策も含めて検討いただきたい」「一般事業主行動計画の普及は、中小企業には現実問題としてコスト増となる。しかし、従業員が社会保険に加入していれば、育休等に対して社会保険からの各種助成金もあるので、融資のみならず社会保険関連のメリットも合わせられるので、総合的に推進させる動きが生ずるのではないのでしょうか」といった委員の意見もありました。

若者の自立支援ですが、同課によると、これも準備不足で検討にも至らなかったと、自己評価を「不十分」としています。今後の取り組みを期待します。

女性就職・再就職の各種セミナーの開催は、今後も更に質的にも量的にも拡充することを望みます。

起業については、産業振興課の起業塾は歴史もあり、大変良い試みですが、実際に起業した人数を問い合わせしたところ数は把握しておらず、PDCAサイクルのPD段階で止まっている点の改善を求めます。男女社会参画課の「女性のための起業家入門講座」についても、どの位の人が起業したかは把握していないようです。

男女社会参画課の就労に関する相談には予想以上の希望があり、全員に応じられなかったとの反省点を挙げています。

産業振興課のキャリアカウンセリングは、利用者数も多く、アンケートの回答も満足度の高い結果でした。今後もより一層の充実を望みます。

②課題5の外部評価は「B」です。

課題5のテーマが「さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」とあるように、ひとり親、障がい者、板橋区で生活する外国人の安心・安全な生活をどのように実現するのが中心となります。具体的に、ひとり親に対しては「自立に向けた支援」「経済の安定に向けた支援」「生活の安定に向けた支援」の取組が、障がい者、板橋区で生活する外国人に対しては「生活の安定に向けた支援」の取組が対応しています。

1) 理念妥当性

“めざす姿Ⅱ”「生涯を通じて男女が個性と能力を発揮して安心して暮らせる社会」は、条例第3条の第2号と第4号に該当します。

第2号は区民に対して、個性や能力の発揮の機会の確保を、第4号は多様な生き方が尊重されることを板橋区の目標として約束しています。課題5では、ひとり親、障がい者、板橋区で生活する外国人に焦点を当てて、条例3条の第2号と第4号の現実的な保障のための取組がされています。

2) 計画的確性

男女社会参画課は再就職支援セミナーで受講料無料の福祉枠を設けるなどシングルマザー支援を行っています。

障がい者福祉課は、障がい者対象の就職相談会を設けたり、区民に障がい者雇用をアピールするためのパネル展を開催したり、就職している知的障がい者同士が交流し親睦するためのレクリエーション活動を行うなど、自立支援をいろいろと試んでいます。これに関して、「実際に協力している企業や事業所等の掲載があっても良いと思う」とコメントする委員もいました。

ひとり親家庭の経済の安定に向けた支援の一環として、子ども政策課は、ひとり親家庭に児童扶養手当と児童育成手当の支給を行っています。また、福祉事務所と連携して児童扶養手当受給者に対し、国庫補助対象の自立支援訓練費助成事業を行い、就労に向けた支援を推進しています。

福祉部管理課の取組は、母子福祉資金と女性福祉資金の貸付による援助でした。

ひとり親の生活の安定に向けた支援には、7つの課が所管課として関わっていますが、総括すると、子ども政策課と福祉事務所は、母子自立支援員を中心に家庭相談員や生活相

談員が協力して対応にあたっており、障がい者福祉課は、三園福祉園を新設し、また、障害者福祉センターでは、障がい者地域自立生活支援相談を開設しています。

住宅政策課はひとり親家庭等の居住安定策に取り組み、住宅情報ネットワーク事業と保証人等債務保証制度の周知・活用を推進しました。

男女社会参画課（男女平等推進センター）は、男女平等参画施策推進の拠点施設との自覚を強く持ち、様々な活動を展開していますが、総合相談窓口として「相談者に寄り添いつつ、問題解決に向けた適切な支援」をめざして、24年度以降は、窓口の相談担当を、資格と専門知識を持つ専門家に委託することにしたとのことです。

文化・国際交流課と健康推進課は、ひとり親に限定せず、まだ日本語や日本の文化社会に慣れていない板橋区で生活する外国人向けの支援対策を講じています。前者は、国際交流員や語学ボランティアによる通訳・翻訳を用意し、後者は、日本語の理解が困難な妊婦や乳幼児の保護者に、希望すれば母子健康手帳の外国語版を配布するなど不安の解消に努めています。多文化共生の観点からも大変重要な取組です。

3) 実行有効性

男女社会参画課による再就職支援セミナーで受講料無料の福祉枠が設けられていることは良いことですが、23年度実績は、福祉事務所との連携が不足したとのことで、福祉枠参加者は1名のみ。ひとり親の立場に立って、より積極的な対応ができなかったのか残念です。

福祉事務所の自立支援訓練費助成事業は、同訓練を経て資格を取得し就労を開始した者が8割近くあったとのことで効果ある取組です。障がい者支援は、自立支援の試みをいろいろしており、今後の一層の展開を望みます。

福祉部管理課の支援は、母子福祉資金と女性福祉資金の貸付援助を行っていますが、自己評価は「改善」＝Bとしています。その理由は「貸付が終了し返済が始まると返済が負担となり、返済が滞り、生計を圧迫し、生活安定と逆の効果になることが多々ある」からとのことです。返済の可能性に関して、より厳格に審査する方向か、あるいは倒産や家族の病気、出産や育児による離職など想定外のことが起きることを織り込んで柔軟で弾力的な返済方法を検討するのでしょうか。これに関して、ある委員は「貸付資金の返済が滞る場合の問題点の指摘は正しいものがあるが、直ちに貸付額の低額化とならないよう精査されることが望まれる」として、人道的な方向での改善を求めています。

「ひとり親の生活の安定に向けた支援」のうち、子ども政策課と福祉事務所の母子自立支援員を中心とする活動及び障がい者福祉課の自立生活支援相談は順調に行われており、今後の更なる展開に期待します。

男女社会参画課の総合相談については、相談内容にもよりますが、他の相談窓口との専門的な連携強化、フォローアップの専門化など、より適切な支援へ向けて対策を講じつつあるようですから、「改善」の結果を期待します。

文化・国際交流課と健康推進課による板橋区で生活する外国人の支援対策は順調に推進されていますが、より相手の立場に立ったきめ細かい工夫を望みます。

③課題6の外部評価は「A」です。

「高齢者の安心した生活に向けた支援」をテーマとする課題6は、「高齢者の就労に向けた支援」「生活サポート体制の充実」「地域社会への参画支援」の3つの観点から、区民が「個性と能力を発揮し、安心して暮らせる」よう、6課の所管課により様々な支援が行われています。

1) 理念妥当性

女子差別撤廃条約の前提は、人間は一人の独立した人格として基本的人権を有し、その点、男性との差異はなく、性差によって差別されるべきでないという考え方です。この考え方に基づけば、性別だけでなく人種、年齢、国籍、職業等による差別は禁止されるべきです。男女共同参画社会は、すべての人間が共同に参画できる社会、つまり人格共同参画社会とでも言える理想的社会の一つの側面を表現していると言えるでしょう。区がめざす社会において、女性の人権が尊重されるだけでなく、高齢者、障がい者、低所得者など誰であろうと、その人権は尊重されるべきなのです。しかし、人類の半分に当たる女性に対する人権の実質的復権は、戦後の民主主義導入直後からの最重要課題です。条例は、その課題への対応ですが、そこに高齢者、障がい者等の支援が含まれるのは、上述のように、男女平等参画社会の理念の大本に、すべての人間の人権が平等に尊重される人格平等社会の考え方があるからです。

2) 計画的確性

まず、「高齢者の就労支援」については、生きがい推進課としてシルバー人材センター及びアクティブシニア就業支援センターで取組を積極的に推進しています。

また、もともと事務職の求人は少ない現状ではありますが、高齢女性の中には事務職を希望する者も多いため、引き続きニーズに沿った求人開拓の努力を継続するように求めます。

ただし、「高齢女性の希望する事務職は、パソコンなど新しいスキルが必要とされることが多く、若手に流れやすいと思う。別の支援が必要ではないか」と高齢女性の再就職支援について、より現実的な計画を求める委員もいたことに留意する必要があります。

高齢者の「生活サポート体制の充実」を図る3課のうち、まずおとしより保健福祉センターはおとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充を図り、増加する相談件数に対応するため、おとしより相談センター職員を増員しました。

福祉事務所は、各種相談に応じて福祉サービス情報の提供を行い、高齢者の相談と支援に力を注いでいます。

健康推進課の取組は、「在宅高齢者への介護予防講座」開催と、「低栄養予防の食事」及び「高齢者に適した食事の工夫」をテーマとする調理実習を含む講習会の開催です。

「地域社会の参画支援」をテーマとする取組の所管課は、生きがい推進課と子ども政策課の2課です。

生きがい推進課は、いこいの家やふれあい館といった高齢者の交流の場を提供したり、各種講座を開催するなど、自宅と職場の往復に明け暮れていた定年退職者も地域のコミュニティに気軽に地域参画できるよう支援を行っています。

委員の中からは、「これからも生涯学習という観点から、精神的なケアを含めて支援をお願いしたい」と心・精神への側面支援を期待するとともに高齢者のDVやうつへの相談窓口の必要性を求める意見が出されていました。

子ども政策課は、高齢者の孤独解消と地域社会への参画支援のため、世代間交流事業を実施しています。子どもと高齢者との体験で、子どもは高齢者の体験を学び、高齢者は児童とのふれあいにより、孤独化の防止が図られています。

3) 実行有効性

前述の取組の実施成果ですが、「高齢者就労支援」でアクティブシニア就業支援センターが実施している高齢者対象の再就職支援講座は、女性参加者が3割に達しています。男女の区別なく支援すべきですが、戦後の長い労働史の中で（憲法等が、基本的人権における男女平等を謳っているにもかかわらず）慣例的にも制度的にも男女差別が続いたため、貧困にあえぐ高齢女性も多く、何らかのポジティブ・アクションが必要です。高齢女性への特別な就労支援は逆差別ではありません。この点を更に配慮し、今後もアクティブシニア就業支援センターや東京しごとセンター等、関係機関と連携しながら高齢者の就労支援を推進してください。

計画的確性の項で触れましたが、事務職はパソコンの高いスキルが要求されます。従って再就職支援講座は中途半端な事務ではなく、より高度な内容にするか、それとも就職が可能なもっと現実的な内容の訓練を検討することを望みます。

「生活サポート体制の充実」に関わるおとしより保健福祉センターでは相談件数が増加し、おとしより相談センター職員の増員を行いました。一人ひとりの高齢者を中心に、相談、予防、介護に関するすべての関連部署の一大ネットワークがつくられるべきです。このネットワークが統合的に機能するためには、中核となるおとしより保健福祉センターがリーダーシップを発揮しなければなりません。

3つの福祉事務所においては、高齢者からの相談と支援の合計件数が3,758件に達したとのことです。順調に展開しています。「高齢者対策はよく行き届いているが、高齢者のDVやうつ相談窓口も必要なのではないのでしょうか」とコメントした委員があるように、高齢者の抱える多岐にわたる問題にセンシティブな対応を今後も心がけていただくことを求めます。

健康推進課の介護予防と介護食に関する取組は、在宅介護の時代に適った試みですが、介護予防の調理実習だけではなく、介護家族に対する介護食講座の開講を提案します。あるいは、実習に行く時間もない介護者には、訪問栄養指導のようなプログラムが必要です。検討してください。

「地域社会の参画支援」に関しては、担当の2課で独自の企画に取り組んでいますが、23年度のふれあい館の年間利用者が前年度比88,000人増に象徴的に示されているように、今後の発展が大いに期待されます。

子ども政策課による子どもと高齢者のふれあい事業は、核家族化のため世代間のつながりが弱く、近所づきあいからも孤立しがちな高齢者と子どもの双方にとって相乗効果をもたらすことが期待されます。

④課題7の外部評価は「A」です。

1) 理念妥当性

「生涯にわたる心とからだの健康支援」をテーマとする同課題は、基本的人権に含まれる「健康」支援であるので、女性の健康に限定する課題ではありません。もちろん女性特

有の健康問題がありますので、その問題も含まれます。

2) 計画的確性

同課題は3つの取組から構成されています。

一つは「生涯を通じた健康づくり支援」。この所管課は健康推進課です。法律等に基づき種々の健康診断を行っています。生命維持、健康維持・増進、病気予防、健康回復などは本来自己責任ですが、すべての人にそれが可能となるよう最低保障の意味で健康診断等を行うことは、行政の務めです。検査項目について「検査項目を減らすのは医療者側が理解できる範囲にとどめること」とのコメントが委員から寄せられているように総合的な健康評価が可能な検査の質と量があり、検査項目の削除で検査の質が低減しないよう配慮を求めています。他の委員からは、身体に関するだけでなく「心の相談（うつ等）」事業も取組の中に加えたらどうかとの提案が出されています。アンケート等による心の健康診断の可能性も検討する余地はあると考えられます。

2つ目の取組は「女性の健康づくりの支援」です。健康推進課が実施した内容は、大学祭などで女性の健康づくりについて普及啓発を行ったり、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業で乳児のいる家庭を訪問した際に、子育て中の不安などを傾聴し情報・サービスを提供するなどです。委員からは「女性の健康について、生理休暇や働き盛りの時期に女性の3割ほどがかかると言われる更年期症状など、その就業や能力発揮に制約をかけるような健康問題への対応」を強く望む意見もありました。更に、女性の健康といえば、国際的には「性と生殖の健康に関する（女性の）権利」が議論の中心であり、この点からも取組の広がりをも求めたいものです。

3つ目の取組は「健康に関する正しい理解の促進」。指導室、予防対策課、生活衛生課の3課が所管しています。

指導室は、小・中学校における適切な健康教育、性教育の促進を図るため、定例校長会、生活指導主任研修会などを開催して、健康・性に関する教育の重要さの理解を深めたと報告しています。しかし、生命を活かし続けている身体の精妙な生理活動や生命尊重の重要さ、そして生活と病気との関連や医療・看護・介護の役割、更には生命誕生の不思議さと生死の意味など、小・中学生にも分かるように平易に教えるだけでなく、「いのち」を考えさせる授業を提供していただきたいものです。

なお女性の健康に関しても、「妊娠中、出産、産後の母体の健康面での負担がどういうものかを学校教育の中で伝えることにより、将来の男性の育児協力につながるのではないか」とそうした教育の必要性と意義を指摘する委員もいました。

性教育については体育・保健体育科が担当、薬物乱用防止については同趣旨の教室を実施しました。「小・中・高における性教育については、教員研修を含めて、スウェーデンやデンマークの進んだカリキュラムに学び体系的に進めていく」必要があるとのコメントを寄せた委員もいました。より根本的に考えると、男女が支配—被支配の関係ではなく、独立した人格同士であることまで深めて、人間教育あるいは人権教育の一環として教育することが肝要であり、そのような点からも取組を見直す必要があります。また性教育は、いのちの不思議さ、大切さから性を捉えなおす必要から受精卵から母体における胎児期を経てヒトが誕生する過程に連続させて教えるべきです。

予防対策課は、HIV抗体検査（22回実施）と相談を実施しました。エイズ予防講演

会（対象は高校生以上の学生）を計5回実施し、性感染症に関する啓発（大学祭、区民まつり、健康ネット博など）活動を行いました。今後は中学生を対象とした啓発を検討中とのことです。いのちの不思議さと大切さとともに、性の意義を理解することが大切です。

生活衛生課は、薬物乱用防止の普及活動を展開。同キャンペーンのポスターや標語を区立中学生を対象に募集し、このキャンペーンに主体的に参画させる企画です。意図としては大変良い試みです。

薬物乱用防止教室について「タバコ・アルコールへの依存症」も付け加えるべきとの提案がありました。視聴覚による教育が効果的です。

3) 実行有効性

「生涯を通じた健康づくり支援」の健康推進課による種々の健康診査は、今後も堅実な事業を期待します。

女性のライフステージに応じた健康教育の充実は、重要テーマであり一層の充実が求められます。また、「女性の健康づくり支援」における健康推進課の他の取組、大学祭での普及・啓発や新生児訪問などの他に、就業や能力発揮の制約となる心身の健康問題についても積極的な支援策に取り組んでください。

「健康に関する正しい理解の促進」に関しては、まず指導室による小・中学校の健康教育、性教育が挙げられていますが、計画的確性の項でいろいろと指摘したように、人権教育、人間教育、いのちの教育、医・看・介護の役割教育などの一環として教えられるべきで、より一層の工夫を求めます。

予防対策課のH I V抗体検査・相談やエイズ予防講演会の開催、性感染症の啓発などについても、順調に実施されました。

生活衛生課の薬物乱用防止キャンペーンは、中学生の主体的参画を促す意図でポスター・標語募集を行ったのですが、応募者の大半が女子中学生で、学校によっても偏りがあったという結果に終わりました。同課は自己評価で「改善あり」の「B」としてはいますが、効果を得られなかった原因を分析し、次回での改善を期待します。

II-2 “めざす姿II”の審議会による外部評価と提言

“めざす姿II”の審議会評価は、「B+」となります。

課題4「働く場における男女平等参画の推進」と課題5「さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」がともに「B」であったということは、一つには、区民の立場に立てば、就業するうえで現在の職場環境はまだまだ改善の余地があり、より積極的な取組が必要であることを示しています。もう一点は、ひとり親家庭の立場からは、板橋区はまだ住みやすく生活しやすい環境にはなっていないということ。行政への改善の期待が強いということです。他方、課題6「高齢期に安心して生活できる環境づくり」が「A」ということは、高齢者対策が、一部改善すべき点があるとしても、「順調」であることを物語っています。課題7「生涯にわたる心とからだの健康支援」は、自分の心と体の統合の問題や、心と体に関わる自分と他者との関係の問題など、人間的に深く重要な問題が潜んでいますが、区行政の取組自体は、区民への健康支援の観点から信頼度が高く、「A」と解釈できます。

委員からの総評的意見を2、3挙げると、「全体としては概ね良好な取組がなされているが、起業・事業所への普及・啓発活動に関する男女社会参画課と産業振興課との連携が必ずしも十分ではなかったことをはじめ、複数の課に関わる事業においては関係各課の一層の連携・協力が期待される」「女性の起業に向けての支援や、就職・再就職に向けての活動が活発にされている点は評価できる。しかし、その受け皿となる企業・事業所等への働きかけが希薄である」。以上は連携・協働の問題点です。「生涯を通じていきいきとした生活が送れるということは、男女に関係ない人間としての要望であり、希望である」との意見は正論です。

Ⅲ—1 “めざす姿Ⅲ”に関する外部評価の視点

板橋区の男女平等参画に関するこの第3のビジョンは「男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会」をめざしています。「参画」とは単なる参加ではなく、「意思決定過程への参加」を意味することから、“めざす姿Ⅲ”のイメージを描くと次のようになります。「家庭生活と社会活動の両立について男女がパートナーとして、どのようなワークスタイル・ライフスタイルをとりたいか、あるいはとるべきか、また協力の仕方はどうか、どうあるべきか等、共に意見を述べ合い話し合っ、二人の共同意思によって、二人の納得のもと、一つの方針が決定される」。これはいわば、この家庭の第四次行動計画となります。

板橋区が課題としたところは、仕事と家庭生活の両立を本当に実現するため、環境改善、特に企業などの職場における就労環境の改善に身を乗り出す、という側面援助型の支援です。課題8から12の5つの課題から構成されています。

①課題8の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

この課題のテーマは、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進」です。男女共同参画社会基本法第6条（家庭生活における活動と他の活動の両立）に基づく条例第3条の第5号では、「男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること」を規定しています。

課題8はこの「仕事と生活の調和」を、一方では家庭人、特に男性にも理解してもらって、男女ともども仕事と家庭生活の両方を担当するように促すとともに、他方では職場等にもその趣旨を理解してもらい、特に男性が専ら仕事に縛られ、仕事を続けたい妻がやむなく仕事をやめて家庭生活にとどまらざるを得なくなる事態が起きないように、区民と事業主を啓発するという目的を持っています。

2) 計画的確性

課題8の所管課は男女社会参画課で、啓発・普及活動の一環として、主に育児中の男性を対象に「レッツ！ワーク・ライフ・バランス」イベントを実施しました。更に、他の機

関と共催で「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催。委員からは「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて効果的な取組ができている」との評価がある一方、「セミナーだけでは、導入、定着、確認のうちまだ導入にとどまり、実態改善（定着）からはほど遠い。しかも導入方針が妥当であるかを、産業界とともに改善策を模索する努力が求められる」との指摘もありました。それでは、どのようにして産業界と効果的な取組を模索するのか、その方法について「職場での男女平等実現が困難なのが現況である。この改善のためには、直接産業界、即ち板橋産業連合会や東京商工会議所などの関係団体と協議する中で、どのような変化・改善なら企業側でも受け入れ可能かという情報収集と現場感覚のすり合わせがまず必須であり、今後の実態としての改善に結びつくと考えられる」との意見も出されています。

「ワーク・ライフ・バランス」の用語についてもコンセプトをほぐして、誰もが分かるようなものに変えて啓発・普及活動をすることを提案します。

3) 実行有効性

「順調に推進している」との意見が多くありましたが、「レッツ!ワーク・ライフ・バランス」については「実施が1回のみであって参加者数も限られていたので、もっと効果的な宣伝が必要である」との指摘が複数の委員から出ています。また、「育児中の男性に加えて、対象をもっと幅広く考えて啓発していく必要がある」との指摘もありました。男女社会参画課が、男性の育児支援に積極的であるとの評価を得るためには、同様の企画を重ねて実施する必要があるでしょう。そうすることで同課は家事・育児・介護等において男女平等を推進する課であると評価されることになります。

②課題9の外部評価は「C」です。

1) 理念妥当性

課題9は「育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備」を目的とし、「職場の環境整備に向けた支援」と「推進企業・事業所に対する顕彰」の2つの取組から構成されています。内容的には条例の第3条第5号に直接関わります。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

前者の取組の所管課は産業振興課と男女社会参画課です。産業振興課の報告内容は、社会保険労務士などの専門家による「経営相談」が主となっています。次世代育成推進行動計画の中の一般事業主行動計画には、男女がともに仕事をし、且つともに家事・育児・介護などの家庭生活を営むことができる環境整備策が列挙されています。子どもの出生時における男性の休暇取得の促進や利用しやすい育休制度の実施や、働き方そのものの見直しに該当する所定外労働の削減、短時間正社員制度の導入・定着、在宅勤務の導入などです。課題9のもとでは、社会保険労務士との相談内容は上記のような事柄であるべきです。委員の中からは、次のような意見が出されていました。子どもの出生時における男性の休暇取得について、「子どもの誕生（退院）直後の3～5日の育児休業は、家族、企業、ワーク・ライフ・バランスともに効果的な改善策であることが各種調査より明らかになっている。24年度中にこの実現のための行動をとり、次年度の自己評価の際に「検討を行った」以上に踏み込んだ具体的報告をしていただきたい」。社会保険労務士による相談につ

いては、「社労士による相談は、経営相談だけでなく、男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会の実現の観点を含む相談も積極的に受けるよう体制を整えることとされたい」とのアドバイスが寄せられています。

男女社会参画課は、課題8とほぼ同じ内容の報告を提出しています。ワーク・ライフ・バランスの考え方を啓発・普及することとどめず、企業や事業所の環境を一般事業主行動計画の様々な施策へと改善することを狙っており、更なる工夫が求められます。

「推進・事業所に対する顕彰」の取組も、所管課は男女社会参画課と産業振興課です。しかし、この事業は震災により24年度に延期となったため未実施となり、「評価外」としました。

③課題10の外部評価は「B」です。

「子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実」をテーマとする課題10は、大きく「子育て関係」と「高齢者・障がい者関係」の2つの取組に分かれます。

1) 理念妥当性

この課題は、仕事と家庭生活の調和を実現するための、区行政による側面支援の上記の取組から構成されています。課題10の重要性については、委員から「育児、介護を安心できる環境は、『男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会（めざす姿Ⅲ）』に繋がる。その意味でも課題10は非常に重要である」とのコメントもありました。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

まず「子育て関係」の取組ですが、「保育サービスの整備」「子どもの居場所整備」「子育てに関する相談の充実」の3つです。

保育サービス課が主管の「保育サービスの整備」は、待機児童対策です。板橋区保育計画（第2期：平成22年度～26年度）によると、平成21年度の待機児童数は481名で26年度に待機児童ゼロが目標です。そのためには、認可保育所、認証保育所、民営保育室の開設や増改築、家庭福祉員の増加で対応しなければなりません。その計算ですと、26年度までに保育サービス定員を1,000人増加させることとなります。

平成23年4月1日の保育所待機児童数は、前年同月比120名減で、341名でした。委員の中からは、「保育サービスの利用定員増に向けた努力は評価できるが、現実には待機児童が解消できていないことから、なお一層の努力と工夫を期待したい」とのコメントが寄せられています。

この待機児童の問題の背後には、「男女等しく仕事に就くとともに等しく保育等の家庭生活に参画する社会」の推進という観点から見ると、仕事と育児をめぐる男女のパートナーシップのあり方という根本的な課題が潜んでいます。

さて、「保育サービスの整備」に関して、更に子ども家庭支援センターと学務課の両所管課が取り組んでいます。

子ども家庭支援センターは、保育所の保育の補完、また在宅の子育てに対し様々な子育て支援サービスのメニューを提供しており、育児支援ヘルパー派遣事業、子ども家庭在宅サービス事業、ファミリーサポート事業、すくすくカード、赤ちゃんの駅、森のサロンや情報提供などを実施しています。

特筆すべきは、区民同士が、育児支援をする方と受ける方となって、子育ての支援をしているファミリーサポート事業です。「区民参画」の点で「参画社会」推進の観点から重要です。また、子どもなんでも相談や児童虐待相談などの相談窓口を設置するなど、種々の援助事業を展開しています。同課の自己評価は、ファミリーサポート制度には利用集中の時間帯に希望に応じられない改善点があるとして、「改善」としています。この点について委員からは、「ファミリーサポート事業は、支援者が少なくマッチングが難しいとのことだが、ヒアリングでも出ていた、上手く機能している区（北区）などを参考にして改善していただきたい」との要望が出されていました。

学務課の取組は、「預かり保育を実施している私立幼稚園に補助金を交付し、事業の一層の充実を図る」ことですが、この事業は板橋区次世代育成推進行動計画に則るものです。平成23年度は1園増えて、36園中33園となったとの報告がありました。

次に「子どもの居場所整備」。子ども政策課、子ども家庭支援センター、学校地域連携担当課の3課が所管しています。

様々な理由で、家庭という安心・安全な居場所に常時居ることが困難な子ども、あるいは親子のために、行政が一時的ですが、居場所を提供することになります。3課は3者3様の居場所づくりを行っています。

子ども政策課は、乳幼児親子に対して「すくすくサロン」を設置、子育て支援として「幼児ふれあいひろば」「のびのびひろば」「母親教室」を実施、児童に対しては「学童クラブ」で受け入れる等々、「ひろば」＝居場所を提供しています。子ども家庭支援センターは、居場所そのものの提供というよりは、子育て支援の人材育成や支援サークルの活動の支援・交流などを通じて、地域における子育て支援を推進しています。

学校地域連携担当課は、主に土・日曜日の子どもの居場所づくりとして、いきいき寺子屋事業を小・中学校で実施しています。25年度までに全小学校で実施する予定です。また板橋区版放課後対策事業あいキッズを区立小学校17校で実施していますが、これも27年度までに全小学校で実施予定です。学校は家庭とは異なりますが、寺子屋やあいキッズが教育機会を提供するだけでなく、互いを受け入れ、尊重し、温もりのある家族に近い共同体をつくるという共通の目標を持って運営されれば、家庭的な居場所にもなるでしょう。更なる改善を期待します。

最後に「子育てに関する相談の充実」ですが、これに関わる所管課は、保育サービス課、子ども家庭支援センター、子ども政策課、健康推進課です。

保育サービス課は、在宅で子育てしている区民にも、区立保育園を開放し、育児相談を含め支援を行っています。今後も一層の充実を期待します。

子ども家庭支援センターは、虐待防止の観点から、子育ての不安や児童自身の悩みに関する相談を受けています。最も深刻かつ複雑な問題なので他部署や関連機関と連携・協働しつつ対応することが望まれます。

子ども政策課は、乳幼児親子専門ルームの「すくすくサロン」で、育児について気軽に相談できる窓口を提供しています。同課は、自己評価表のコメントに「今後の子育てトータルサポートプランの中で、親育ちは重要な要素である」との重要な認識を示しています。子育ての問題は、男女の関わり方、親子の関わり方の問題であり、また家族共同体のあり方の問題でもあるので、「親育ちの問題」との指摘は的確です。「親育ち」をも含む取り

組み方の構想をお願いしたいものです。

健康推進課は、具体的な取組として、乳児の月齢や保護者の状況に応じた実践的な情報提供と、健全な食生活を実践できるよう食育の推進を挙げています。食育については、依頼のあった保護者宅に行き、離乳食の作り方など、個々に対応した具体的指導を行っているとのこと（離乳食訪問お助け隊事業）。

「家庭」は、子どもたちだけでなくおとなも含めて、そこで心身ともに委ねることができる座標原点と言えますが、子育ての相談は、まさにこの「家庭」をめぐる子育ての問題を反映しています。今後とも、3課が連携しつつ子育て相談事業を展開することを願います。

「高齢者・障がい者関係」の取組は一つ、「高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実」です。担当部署は、おとしより保健福祉センター、障がい者福祉課、福祉事務所の3課です。

おとしより保健福祉センターの事業は、認知症高齢者援護事業・キャラバンメイト養成講座、認知症サポーター養成、高齢者あんしん協力店舗登録、地域ボランティアの養成、介護実習普及センターによる区民向け講座等でした。

老人福祉法第2条第1号の「社会に長年寄与してきた老人への敬愛」、第2号の「生きがいを持てる健全で安らかな生活の保障」、第3号の「希望と能力に応じて、適当な仕事に従事する機会その他社会活動に参加する機会を与えられること」に表されている基本理念を噛みしめて活動を展開することを切に願います。

障がい者福祉課の取り組み内容は、障がい者への相談支援、緊急保護施設の運営、自立生活支援事業介護セミナーの開催などです。緊急保護の主な理由は介護者の入院、傷病、休養です。「介護者の負担の軽減に寄与した」とのコメントのとおり、今後も介護者の心身の負担軽減に少しでも役に立つ企画をお願いしたいと思います。介護セミナーは年5回、50名の参加がありました。介護の質が向上すれば、障がい者の生活の質も向上します。なおセミナー全般に関して「セミナー参加者数増加を目標で定めていただけたらと思います」との意見も出されています。

福祉事務所の主要な取組は、関連部署と連絡をとりながら、各種相談を受けて、問題解決のために支援・援助を行うことです。今後は「説明義務」を意識して、報告をお願いします。

④課題11の外部評価は「B」です。

1) 理念妥当性

課題11「男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援」は意識啓発の取組であり、課題8の「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及」と関連の深い事業です。男女社会参画課と障がい者福祉課が関わっています。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

男女社会参画課は、男女共同参画週間の記念事業「レッツ！ワーク・ライフ・バランス」を開催し、子育てパパたちによるディスカッションや対談は好評だった、と報告しています。情報誌「あいしてい」では、改正育児・介護休業法について特集を組みました。

女性学を推進してきた活動家の人たちも、かなり以前から、男性学が必要と主張していました。これからは男女ともども、仕事と家庭生活について平等な立場から意見を話し合うことで共通の認識を得て、両者が納得する結論に至るというプロセスがますます大切になります。男女の間で、どれ一つとっても、話し合いなしに自明のことはありません。男女平等参画社会の第一歩は、家庭生活において男女が平等に、生活の基本方針などの決定プロセスに参画することです。

レッツ！ワーク・ライフ・バランスについて複数の委員から、厳しい批評と提案がありました。

意見1：レッツ！ワーク・ライフ・バランス等のセミナーに出席できるのは、むしろ既にワーク・ライフ・バランスを実現している男性である。保育園や幼稚園を通じて、より基礎レベルで、園の保健便りや食育便り等のような読み物風の男性啓発プリントを、毎月配布することで、幅広い啓発が可能になると思われる。

意見2：レッツ！ワーク・ライフ・バランスを1回、子育て中の男性対象に実施したことは良いが、男女がともに家庭生活を担うための支援としての意識啓発としてはまだ十分とは言えない。対象も結婚前の男女を含むべきです。なぜかと言うと、女性の中にも、家事・育児・介護は女の仕事と思う潜在意識から抜けられずにいて、仕事、家事・育児・介護を一人で引き受けて、倒れそうになってがんばっている方もいるからです。

意見3：取組の実施の評価の仕方について「レッツ！ワーク・ライフ・バランスでのアンケート結果（16名）により、『来場者に大変好評であった』と結論づけているが、アンケートを出さなかった人は満足していたか、参加者数は少なくなかったか、対象者は妥当だったか、イベントにより家庭協力につながったかなど、効果の分析により、より良い方策を検討し実施して欲しい」。

⑤課題12の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

テーマは「男女がともに地域活動に参画するための支援」です。「仕事と生活の調和」の中の「生活」は家庭生活だけではなく、地域活動を含む日常生活も示します。更に「参画」の真義から言えば、政策や方針決定に参画する「公民としての社会的な生活」が最も重要な内容です。課題12については、地域コミュニティにおける地域社会での生活に焦点が置かれており、これも広い意味では、公民、市民としての公的活動に含まれます。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

所管課は、地域振興課、清掃リサイクル課、防災対策担当課の3課です。

地域振興課の取組は、簡潔に言えば、ボランティアの活性化です。いたばし総合ボランティアセンターをリニューアルして平日夜間や土日にも受付可能としました。東日本大震災の影響もあって個人ボランティア登録者数は増加し、現在763名を超え、そのうち女性は466名、63%です。今後の発展が大いに期待できます。

清掃リサイクル課における「地域活動への参画支援」は、専ら区民によるリサイクル推進員としての地域活動への参画推進です。24年度のリサイクル推進員の男女比は、女性306名、男性261名で、ボランティアと同様、女性が上回っています。リサイクルだ

けでなく、3R (reduce, reuse, recycle) 運動・排出物ゼロ作戦 (no emission) など、生活や生活環境の質向上をめざす改善運動を推進すれば、自ずから板橋区の自然・文化環境と人間生活との調和の実現につながるでしょう。

防災対策担当課は、平成23年3月11日以降、男女平等参画の観点から現在最も注目を浴びている「災害と女性」に関係する課です。同課の報告では、板橋区の防災リーダーの養成数は3,764名。うち45%は女性で、男女比が均衡しています。

平成23年7月29日に国の東日本大震災復興対策本部が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、基本的考え方の一つとして、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが明記されています。

阪神・淡路大震災、新潟県中越大震災、東日本大震災の反省から、災害予防、被災中、被災後、復旧、復興のどの場面でも女性の視点が不足し、女性（高齢者、障がい者に対しても同様）への配慮が希薄或いは欠落していたことが様々な分野で指摘されています。この反省を踏まえて、復興だけではなく、防災対策においても、その立案から決定に至る全プロセスに必ず女性が参画するよう、しかも理想的には委員の半数を女性が占めるよう改革されるべきと考えられます。23年度事業に十分反映する余裕がなかったとはいえ、重要な視点であることから改善の余地があります。

次のような委員のコメントは、大切な視点を指摘しています。「被災地では女性・高齢者等体力面での弱者に対する強奪や、女性の洗濯物やトイレ、お風呂などの問題など、女性に対する様々な問題が発生したというので、女性リーダーの増員と女性の視点も取り入れた防災訓練やシミュレーションが必要と思います」。

また、地域活動に積極的に参画している委員からの感謝のコメントもあります。「自分が日々感じたことを記すと、ボランティア情報、町会・自治会・老人会への参加、リサイクルへの取組、防火防災活動への取組、これらの活動が地域運動の大きな柱になっている。このことは行政の強い後押しがあるからである」。

Ⅲ—2 “めざす姿Ⅲ”の審議会による外部評価と提言

“めざす姿Ⅲ”は課題8～12で構成され、それぞれ評価は「B+」「C」「B」「B」「B+」でしたので、審議会としては全体として「B」とします。

男女平等参画社会実現のために行政がめざすべき目標として次のような意見がありました。「女性活用推進については、『女性が長く働き続けられるような環境を考えること』。『女性自身が長く働き続けたいと思えるような環境を整えること』。特に後者は『女性が働き続けた先に、自身にとって望ましいと思えるような将来のビジョンを示すことができるかどうか』、そして『女性の長期的なキャリア形成に対して国が、区が、効果的な支援を行えるかどうか』が課題であると思う」。

現実的な改善方法について男女社会参画課に対して一般的助言を行っているコメントもありました。これは関係する他の課にも該当するでしょう。「行動計画が『方法』と『現場』と『とりこぼし（への対応）』から構成されるとすれば、『現場』の必然的構造を無視しては、改革は達成されない。『現実』『現場』に受け入れられる提言を対象との話し合いの中で模索し、一つひとつ形にしていくことが、男女社会参画課の役割である」。

IV—1 “めざす姿Ⅳ”に関する外部評価の視点

第四次行動計画を支える4つの「めざす姿」の最後です。条例の第3条第1号「人権の尊重」と、今日的課題に関わる第4条の「性別による権利侵害の禁止」に該当します。

なお、課題13～18は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく板橋区の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。課題は13～19の7つです。

①課題13の外部評価は「B」です。

1) 理念妥当性

課題13のテーマは「女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育」で、取組は2つあり、「女性に対する暴力防止に関する普及・啓発」と「学校等と進める予防教育」です。

配偶者暴力相談支援センター開設元年であることから、同センターの所管課である男女社会参画課は、DV防止に関する普及・啓発に取り組んだことが報告されています。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

「女性に対する暴力防止に関する普及・啓発」の具体的取組は、DV支援シートの作成・配布、情報交換・資料提供、パンフレットやカード、セミナー開催、デートDV高校出前講座、パープルリボン作りなどです。2年目も初志を忘れず、更に発展させることを望みます。委員からは現実的な対応を求める次のようなコメントが出されました。「高校出前講座は、2、3ヶ月前に申込ではなく、複数日程希望を実施者と調整しながら1ヶ月程度前でも実施できる体制が教育現場にとって現実的だと思われる」。

「学校等と進める予防教育」は、指導室と男女社会参画課が所管です。指導室の回答は、「学校等における男女平等教育・学習の充実」の取組とほぼ同じ内容で、その取組を考察した際に男女平等教育の観点から板橋区の年間授業計画は内容が少ないことを指摘しましたが、「女性に関する暴力」に関しても同様です。例えば、恋愛とストーカー行為の連続性と決定的違いを生徒にとって分かりやすい切り口から教えるなど、予防教育に工夫をこらしていただきたい。

委員から出された次のような基本的な提案も大切です。「女性に対する暴力を許さない社会へ向けたDVそのものが、まだまだ認識されていないので、DVとは何かという基本の啓発から進めていく必要がある。生徒・学生・保護者向けのパンフや講座・授業等いろいろな場と形で予防教育を進め啓発する必要がある」。

また、別の委員からは区立小・中学校の人権教育で、DVに限らずあらゆる暴力について「(暴力は) やってはいけないこと、心を傷つけることも暴力、との基本的なことを徹底して教育して欲しい。各学年で最低1回は授業を行うように指導していただきたい」との切実な要望が出されています。

②課題14の外部評価は「A」です。

1) 理念妥当性

テーマは「DV被害者の立場に立った相談体制の構築」で、テーマは2つあり、「早期発見へ向けた仕組みづくり」と「DV相談体制の強化・充実」です。前者は、具体的には「通報に関する情報の周知」の取組です。DV被害者は、身体的暴力を受けたり、精神的暴力や経済的暴力、子どもへの虐待などで家を出て避難したいという選択肢を選ぶ可能性が大きくなります。あるいはその前に、知り合い等に相談する場合があります。

深刻なケースでは、身内や友人・知人、身体被害を診察し治療した医師や、民生・児童委員、保育園・幼稚園、小・中学校の関係者など、地域の人たちが警察や配偶者暴力相談支援センターに通報することもできます。

しかし、通報するためには通報に関する情報が周知されていなければなりません。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

上記の目的のために男女社会参画課は、パンフレットやカードを作成して配布したり、「スクエア・I」で特集を組んで、通報場所について周知に努めています。

同課の相談業務には、総合相談、フェミニストカウンセリング、DV専門相談の3種類があり、これをパンフレットやセンターだよりなどで周知するのが、「相談に関する情報の周知」です。

DV相談では、まず被害者を受け入れ、傾聴し、被害者の立場に立って解決策を考えるという対応が重要ですが、同時に、記録づくりや治療を受けた診断書など、事実認定のためのアドバイスも必要です。配偶者暴力相談支援センターが親身になって対応し、しっかりと対策を講じてくれるという実績が最も効果的な「周知」となるでしょう。

委員からは、成果指標の『相談しなかった人の中で相談先が分からなかった人の割合』7.2%を0%にするには、現状では不十分であると思われる」との指摘があり、別の委員からは、例えば「トイレを含め目につく場所にはる等の工夫は効果が高い」と、周知のための一層の工夫を提案しています。

次に、「配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置」という同一テーマに取り組んだのが、男女社会参画課と福祉事務所の2課です。男女社会参画課は、この施設設置によって「いたばしIダイヤルや総合相談でのDV被害の把握や、DV専門相談の面談を通して、DV被害に特化した細かな相談が受けられるようになった」と自己評価しています。特に「DV証明書を区で発行できるようになり、より迅速な支援ができるようになった」点を強調しています。しかし「被害者のその後の状況把握については連携面で課題がある」ことも課題としています。配偶者暴力相談支援センターは調整機能を発揮し、潜在化するDV被害者の早期発見に向けた仕組みづくりやきめ細かな対応が行える相談体制の整備を推進してください。

③ 課題15の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

テーマは、「緊急時における被害者の安全確保と適切な支援」で、所管課は、男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課の3課です。

緊急時とは、暴力によって家庭にいたることができず、すぐにでも救出しなくてはならな

い状況を指します。配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所の連携は円滑かつ着実に進まなければなりません。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

初年度ということで、その連携に課題があったことを男女社会参画課は反省していません。

リスクマネジメントでは、予防（準備）、リスク発生時、リスク後の対策のどの段階もおろそかにできないことは、昨年原発災害からも教訓を得ています。緊急に対応できなくては、準備万端でも、効果は半減以下です。綿密に連携体制を整えることが大切です。

子ども政策課は、今後も円滑な支援を望みます。

委員の中からは、DV被害者の保護に関連する諸機関の緊密な連携について、様々な必要商品を一箇所で購入できるワンストップショップの比喻を用いて次の提言がありました。「都配偶者暴力相談支援センターとの連携や福祉事務所の対応など、基本的にはワンストップショップとなるよう一層の取組が期待される」。

いずれにせよ、生命・生活の危機に関わる緊急時の縦割り行政は、深刻な阻害要因です。他の委員は、「土日の対応」についても検討を求めています。

④ 課題16の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

課題16は「DV被害者が自立するための支援」。取組は4つで、それぞれ、「庁内各種手続きの円滑化」「被害者等に関わる情報の保護」「生活再建に向けた支援」「子どもへの継続的支援」です。生命の安全が確保され、生活を再スタートさせる段階は、被害者の今後の人生を左右させる極めて重要な分岐点となります。支援側にもその覚悟が必要です。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

はじめに「庁内各種手続きの円滑化」のテーマですが、男女社会参画課が所管です。同課は、どの部署がどのように支援し、どこからどこへと連携のネットワークを続けるのか等がひと目で解るシートを作成し各部署や地域で活動する支援者に配布し、円滑化を図っています。また、被害者支援に直接関わる所管の担当者によるDV担当者連絡会を新規に開催し、課題を共有しました。

「被害者等に関わる情報の保護」も男女社会参画課です。個人情報保護のリスクについても検討が必要でしょう。十分に配慮した施策を行われるよう期待します。

「生活再建に向けた支援」は、7課が担当しています。福祉事務所、産業振興課、男女社会参画課、住宅政策課、国保年金課、学務課、保育サービス課です。

福祉事務所は、相談も受け付けますが、「最も大切な被害者の安全の確保が十分に達成され、生活再建を順調に果たしている相談者も多い」として、自己評価を「順調」としています。しかし、男性被害者の対策も検討し、救済計画を立てることが必要です。

産業振興課は、DV被害者の就労に向けた支援に関わることが期待される部署ですが、就職カウンセリングを含め被害者の就労については、特別配慮をすべきではないでしょう

か。

男女社会参画課は、DV被害者で就労支援を必要とする方の支援を行うとともに、関係機関も紹介しています。しかし、関係各課や区内警察等で構成されるDV連絡会や具体的な支援課題を共有する担当者連絡会に加えて、案件ごとのケース会議の必要性も感じています。中心はあくまでDV被害者で、その方の救済や生活再建に向けて、各部署が連携・協働していくことが重要です。被害者の立場に立った支援を遂行されることを望みます。

国保年金課は、健康保険と年金について、「一人の被害者の生命・生活維持」を合言葉に、男女社会参画課や福祉事務所等と密接に連携して職務遂行をしてください。学務課は、「児童や生徒の保護を最優先に就学の支援事務を行っている」と自己評価しています。しかし事務処理だけでなく、親のDV被害という体験をしている転入生に対しては、カウンセリングなどの配慮も必要ではないでしょうか。実質的な支援を期待します。

「生活再建に向けた支援」の最後の所管課は保育サービス課です。板橋区児童虐待防止マニュアルに基づいて、保育園において虐待児童の早期発見と関係機関への通報を行っています。配偶者暴力相談支援センターとの連携強化を図るなど、一層のネットワークの充実を望みます。

課題16には「子どもへの継続的支援」をテーマにする取組も属しています。この所管課は子ども家庭支援センターです。

厚生労働省の「要保護児童対策地域協議会設置の運営方針」によると、「虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童（＝保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見や適切な保護を図るため、地方公共団体は、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができる」としており、板橋区もそれに基づいて、要保護児童対策地域協議会を設置しています。同センターの報告では、23年度の協議会の代表者会議を1回、実務者会議を17回、個別ケース会議を279回開催しています。虐待の発見、そして虐待されているその一人の児童のための個別かつ人格的対応に関して、一層の努力を期待します。

⑤ 課題17の外部評価は「B+」です。

1) 理念妥当性

「関係機関等との連携推進」をテーマとするこの課題の取組は「関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進」で、担当部署は男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課、子ども家庭支援センターの4課です。

DV被害者（及び虐待児童）の救済—保護—生活再建のためのネットワークづくりで、被害者自身がそのプロセスの中で、「安心・安全な状態に移っている、助かった、がんばろう」という気持ちが持てるようになれるかどうか（虐待児童の場合は、安心・安全で健全に成長できる生活環境が確保されたかどうか）が、このネットワークの実質的な有効性の評価基準として問われています。被害者は一人ひとり個性も生活・人生も異なる人物で、状況も異なります。ネットワークも、臨機応変、融通無碍に動かなければなりません。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

男女社会参画課の作成したフローチャートや連携図は、役割の全体の流れの中でどこに位置し、何をすべきかというオリエンテーション的機能を持っています。自分の部署を介して、どのように被害者の救済は向かうべきかをすべての関連部署が共有することで、連携と協働はより確実なものになっていくことでしょう。ネットワークが実態に即した実効性のあるものとなるよう、関連部署には一層の協力をお願いします。

男女社会参画課は、緊急時に適切な対応がとれていない点を反省し、自己評価を「改善」としていますが、他の3課は「順調」と自己評価。しかし、この自己評価については「連携の評価が（男女社会参画課と比べて）福祉事務所は甘いのではないか」との指摘や、「地元各機関との連携はあまり進んではいないと普段から感じていた」との率直な感想が委員から出されています。

また、他の委員からは、DVや児童虐待などの事案について、関係機関との連携が不可避との指摘があります。「緊急時のDV被害者の保護や総合的支援には関係機関との連携が不可避であり、個別事案ごとに連携が必要な機関の確認が必要である」。庁内の連携だけでは有効に対応できない点は、外部機関の協力も不可欠で、早急に準備態勢を整える必要があります。

⑥課題18の外部評価は「A」です。

1) 理念妥当性

テーマは「相談等に関わる人材の育成」。取組は「研修等の充実」で、所管課は男女社会参画課です。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

23年度は、年間を通じて12回、東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターの研修に参加し、知識や技術を高め、二次被害防止についても学んだとの報告がされています。DV及び児童虐待は、被害者の生死に関わる可能性を秘めている深刻な問題であることを深く受け止めて真摯に研鑽することを願います。

多くの委員から「概ね評価どおり実施されている」との意見が寄せられています。特に、「相談員の精神的ケアへの対応もあり効果的な研究体制である」との指摘がありました。

なお、委員の中から「職員の異動などに伴い、相談業務の質が落ちないように、教育プログラムを決めて実施して欲しい。習熟度試験などを行う方法も検討が必要」と、一層の質的向上の要請があります。

⑦課題19の外部評価は「B-」です。

1) 理念妥当性

テーマは「性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応」で、取組は3つあり、「セクシュアル・ハラスメントの防止」「性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発」「メディア・リテラシーの向上」です。DVに限定されない広範囲にわたる性別等による人権侵害や暴力等への防止策が取り組まれています。

2) 計画的確性及び3) 実行有効性

最初の「セクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラという。）の防止」の所管は、男女社会参画課と産業振興課です。

男女社会参画課は、職員向け、一般区民向けにセクハラを特集したセンター通信を発行し、予防防止の啓発に努めました。が、「事業主へのセクハラ防止の働きかけが不十分だった」という、極めて重要な反省の弁を述べています。トップの考え方、経営方針一つで、職場風土ががらっと変わることが多く、トップに対してセクハラ禁止の働きかけが不十分であったということは、セクハラ防止にとって抑制的効果となります。より一層の工夫と働きかけの強化を望みます。

産業振興課は、「事業主への意識啓発を進めることを予定していたが、実績はなかった」という報告をしています。具体的な取組等の検討を求めます。

男女雇用機会均等法の観点から、次のような委員からのコメントもありました。「セクハラは、働く人の個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為でもあり、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなっている。男女雇用機会均等法においては、職場におけるセクハラ対策について、雇用管理上必要な対策をとることが義務づけられている。取り組み姿勢として掲げられている項目なので、区として積極的な姿勢で取り組んでほしい」。まさに正論です。24年度には改善の成果を期待します。

次に、取組「性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発」で、所管課は男女社会参画課です。「あらゆる」ですから、予防・根絶の対象はDVだけでなく、セクハラ、ストーカー、性犯罪など、広範で多様な性的暴力や高齢者、児童、障がい者、低所得者、外国人などへの差別も含まれます。女性が高齢の場合、人権侵害・暴力は、より複雑に、より深刻になります。重要なことは、一人の人間が差別や暴力の被害を蒙っているという事実です。「支援を受ける側に立った推進をしてほしい」「啓発活動にとどまらず、より実効的な方策を検討し、セクハラや性別に基づく人権侵害の防止の意識を社会の隅々まで行き渡らせるという不断の努力が必要である」とのコメントが委員から寄せられていることにも耳を傾ける必要があります。

最後に取組「メディア・リテラシーの向上」ですが、所管課である男女社会参画課は、区の広報、パンフレット、ちらし、ポスターはもちろんのこと、イベントや会議などの発言でも女性差別を再生産しないよう、職員の意識向上を図る様々な対策を講じています。

IV—2 “めざす姿Ⅳ”の審議会による外部評価と提言

“めざす姿Ⅳ”は7つの課題から構成されていますが、それぞれ評価が「B」「A」「B+」「B+」「B+」「A」「B-」であったことから、全体は「B+」とします。

“めざす姿Ⅳ”の実現状況をもっと分かりやすくイメージすると恐らく次のようになります。

配偶者からDVを受けたとき、相談体制、通報体制はどうでしょうか。配偶者暴力相談支援センターが開設されたこともあり、かなりしっかりとした準備が整えられつつありますが、緊急避難となったらどうでしょうか。連携がまだ十分確立していないようで、若干

の不安要素があります。

DVから避難し、家を出て母子で自立することにした場合、親子での生活の再建が課題です。この点については、ある程度、区の支援体制が整えられており、安心な面もありますが、就労支援について不足している面も否めません。

DV被害者保護の関連機関のネットワークも堅実に機能しつつありますが、今後は、個々の被害者の立場に立った支援のネットワークづくりと庁外の機関との連携体制の準備が課題のようです。しかし相談員の人材育成に力を入れているので、相談体制も被害者中心の充実したものになることを期待します。

女性のDV被害を中心の支援体制は確実に整いつつありますが、それ以外の人権侵害については、セクハラ対策に象徴されるように、残念ながら行政の対応は決して十分とは言えません。依然としてセクハラが横行することが危惧されます。

区では、メディアによる差別や人権侵害・暴力を助長する表現を自粛するよう普及・啓発活動に力を入れており、女性区民の人権に関する生活・社会環境は、この面でも着実に良い方向に進みつつあると言えますが、庁外メディア・リテラシーの向上については今後の課題として残っています。

参 考 资 料

評価方法について

【めざす姿1「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会】

課題1：行動に結びつく男女平等の意識づくり

めざす姿1

B

【外部評価：めざす姿】
「課題」ごとの外部評価を踏まえて審議会が最終的に達した評価点
(評価方法：●段階3参照)

施策の方向：(1)男女平等意識の普及・啓発			所管課による自己評価		ポイント評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	施策の方向	課題
						平均
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫	A	男女社会参画課	① A	B
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、 23年度実施状況調査(一次評価表)の「6：自己評価」を転記 上げる取組の	A	男女社会参画課		B
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	メールマガジンの活用 ホームページや情報誌の見直し・充実 チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施	A	男女社会参画課		A
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進 商連、産連等との連携	A	男女社会参画課		A

【外部評価：課題】
一次評価、課題の平均等を踏まえて審議会が最終的に達した評価点
(評価方法：●段階1、2参照)

【ポイント評価：施策の方向】
「取組」に対する評価(A+A+A+A)を集計し、平均ポイントにより評価点を決定する。
(計算方法：●基準1参照)
※算出例のとおり

施策の方向：(2)男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化			取組に対する評価	所管課	施策の方向	課題
5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり 講座等の企画内容・実施方法の見直し 区民が交流・学習する場としての機能充実 センター及び事業の周知・情報発信の充実				

【ポイント評価：課題】
「施策の方向」の評点を合計(①+②)し、平均ポイントにより評価点を決定する。
(計算方法：●基準2参照)

■一次評価(取組⇒施策の方向)

●基準1：「施策の方向」単位ポイント集計

「施策の方向」ごとに、「取組に対する評価(自己評価)」を下記の計算方法により集計し、各取組が施策の方向に合致したかを平均ポイントにより算出し、評点を記載した。

なお、この評点は、あくまでも自己評価をもとに下記のルールに基づき集計したものであり、事務局の判定・判断は加味しない。

【計算方法】A(順調)=100ポイント B(改善)=60ポイント C(不十分)=30ポイントとし、次の計算式により算出する。
(各取組のポイント合計)÷(取組の数)で算出されたポイントを条件に従い評点で表している。

評点	内容	条件
A	各取組は施策の方向に合致し、進捗している。	90ポイント以上
B+	各取組は施策の方向に概ね合致し、進捗しているが、さらなる拡充が求められる。	80ポイント以上
B	各取組は施策の方向にほぼ合致し、進捗している。	70ポイント以上
B-	各取組は施策の方向にほぼ合致し、進捗しているが、さらなる改善が求められる。	60ポイント以上
C	各取組は施策の方向に合致して進捗しておらず、不十分である。	60ポイント未満

[算出例：施策の方向(1)]A+B+A+B⇒(100ポイント+60ポイント+100ポイント+60ポイント)÷4取組=80ポイント⇒B+

●基準2:「課題」単位ポイント集計

「課題」ごとに、「施策の方向」単位の評点を集計し、各施策の方向が課題の解決につながったか確認を行った。

なお、この評点は、あくまでも下記のルールに基づき集計したものであり、事務局の判定・判断は加味しない。

【計算方法】 A=100ポイント B+=80ポイント B=70ポイント B-=60ポイント C=30ポイントとし次の計算式により算出する。

(各施策の方向のポイント合計)÷(施策の方向の数)

評点	内 容	条 件
A	課題解決に向けて進捗している。	95ポイント以上
B+	課題解決に向けて概ね進捗しているが、さらなる拡充が求められる。	85ポイント以上
B	課題解決に向けてほぼ進捗している。	75ポイント以上
B-	課題解決に向けて、さらなる改善が求められる。	65ポイント以上
C	課題解決に向けて進捗しておらず、不十分である。	65ポイント未満

[算出例:課題1] ①B+ + ②A ⇒(80ポイント+100ポイント)÷2施策の方向=90ポイント⇒B+

■外部評価(課題⇒めざす姿)

●段階1:「課題」に対する審議会委員の評点基準と平均評価点

一次評価を踏まえて、「課題」ごとに各委員が評価した評点を合計し、平均評点を算出した。

評点	内 容	ポイント	課題ポイント計÷人数	平均評点
A	課題解決(めざす姿の達成)に向けて良好である。	100	95ポイント以上	A
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね良好であるが、さらなる拡充を求める。	80	85ポイント以上	B+
B	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ良好であるが、さらなる改善を求める。	70	75ポイント以上	B
B-	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善を求める。	60	65ポイント以上	B-
C	課題の解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。	30	65ポイント以下	C

【計算方法】 (各委員の「課題」評価ポイント合計)÷委員人数=「課題」の平均評点

●段階2:「課題」に対する審議会の評点

段階1で算出した審議会委員の評点の「平均評点」及び一次評価を踏まえ、審議会において最終評価に達したものの。

●段階3:「めざす姿」に対する審議会の評点

段階2で算出した「課題」評価を踏まえ、審議会において検討し、最終評価に達したものの。

第四次行動計画体系における評価点一覧

めざす姿1:「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

めざす姿1

B

課題1: 行動に結びつく男女平等の意識づくり

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(1)男女平等意識の普及・啓発			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題1	課題1	
							平均	決定
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫	男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施	男女社会参画課	A				
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用	男女社会参画課	A				
		ホームページや情報誌の見直し・充実 チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施						
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進 商連、産連等との連携	男女社会参画課	A				
施策の方向:(2)男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化								
5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり	男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
		講座等の企画内容・実施方法の見直し						
		区民が交流・学習する場としての機能充実						
		センター及び事業の周知・情報発信の充実 女性健康支援センター等との連携推進						
6	区民との協働推進	区民との協働による企画・事業等の実施	男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
		いたばし男女平等フォーラムの実施						
		「センターだより」の発行						
7	男女平等推進センター登録団体への支援	男女平等推進センター登録団体への支援	男女社会参画課	A				
8	相談体制の充実	専門相談の実施	男女社会参画課	B	A	A	B+	B+
		相談方法・相談時間等の検討・見直し						
		相談事業の周知						

課題2: 学校等における男女平等教育・学習の充実

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(3)学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題2	課題2	
							平均	決定
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	教材・カリキュラムの充実	指導室	A	A	A	B	B
		幼稚園教材・カリキュラムの充実						
		東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請						
		小・中学校での男女混合名簿の推進	保育サービス課	A				
保育園教材・カリキュラムの充実								

施策の方向: (4)教育に携わる者の男女平等意識の向上			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題2	課題2	
							平均	決定
10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	教員研修の充実	指導室	A	A	A	B	B
		教育課程・校内研修体制の充実						
		幼児教育に関わる教員研修の充実						
		保育士研修の充実	保育サービス課	A				
		幼児教育等に関わる職員研修の充実	子ども政策課	A				

課題3：政策・方針決定過程等における女性の参画促進

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (5)政策・方針決定過程等への女性の参画拡大			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題3	課題3	
							平均	決定
11	審議会委員等への女性の参画促進	女性委員比率40%に向けた積極的な取組	男女社会参画課	A	B+	B	C	C
			総務課	B				
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	いたばし・タウンモニター制度	広聴広報課	A				
		区民と区長との懇談会						
13	女性リーダーの育成と活用	いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組	男女社会参画課	A				
		町会連合会における女性参画の推進	地域振興課	A				
		産業連合会における女性参画の推進	産業振興課	C				
		商店街連合会における女性参画の推進						

めざす姿2：生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

めざす姿2

B+

課題4：働く場における男女平等参画の推進

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (6)男女の均等な機会と待遇の確保促進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題4	課題4	
							平均	決定
14	企業・事業所への普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発	男女社会参画課	B	B+			
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発	産業振興課	A				
施策の方向: (7)多様な能力の発揮を可能にするための支援								
15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討	男女社会参画課	C	A	B+	B-	B-
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施	男女社会参画課	A				
		ハローワーク等との連携	産業振興課	A				
		就職支援セミナー						
		資格取得支援事業(能力開発支援)						
		ハローワーク等との連携						

施策の方向:(7)多様な能力の発揮を可能にするための支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題4	課題4	
							平均	決定
17	女性の起業に向けた支援	起業に向けた支援	産業振興課	A	A	B+	B-	B-
		コミュニティビジネス支援						
		起業支援セミナーの実施						
		産業団体等との連携による情報提供						
		起業支援セミナーの実施	男女社会参画課	A				
18	就労に関する相談の充実	就労に関する相談やカウンセリングの充実	男女社会参画課	A	A	B+	B-	B-
		キャリア・カウンセリング	産業振興課	A				

課題5：さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(8)ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題5	課題5	
							平均	決定
19	自立に向けた就労支援	再就職支援セミナー(福祉枠)	男女社会参画課	B	A	A	B+	B
		母子家庭自立支援訓練費助成事業	板橋福祉事務所	A				
		母子自立支援プログラム策定事業		A				
		障がい者就労援助の充実	障がい者福祉課	A				
20	経済の安定に向けた支援	児童扶養手当の支給	子ども政策課	A	A	A	B+	B
		児童育成手当の支給		A				
		母子福祉資金	福祉部管理課	B				
		女性福祉資金		A				
21	生活の安定に向けた支援	母子生活支援施設	子ども政策課	A	A	A	B+	B
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス		A				
		母子生活支援施設	板橋福祉事務所	A				
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス		A				
		福祉総合相談		A				
		障がい者生活介護施設の整備	障がい者福祉課	A				
		障がい者地域自立生活支援相談・セミナー		A				
		知的障がい者グループホームの整備促進		A				
		住宅情報ネットワーク	住宅政策課	A				
		保証人等債務保証制度の紹介	男女社会参画課	B				
総合相談		A						
	国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	文化・国際交流課(財)	A					
	外国語版母子健康手帳の交付	健康推進課	A					

課題6：高齢期に安心して生活できる環境づくり

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(9)高齢者の安心した生活に向けた支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題6	課題6	
							平均	決定
22	高齢者の就労に向けた支援	シルバー人材センターの充実	生きがい推進課	A	A	A	A	A
		アクティブシニア就業支援センター						

施策の方向: (9)高齢者の安心した生活に向けた支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題6	課題6	
							平均	決定
23	生活サポート体制の充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充	おとしより保健福祉センター	A	A	A	A	A
		福祉総合相談(再掲21)	赤塚福祉事務所	A				
		住宅情報ネットワーク(再掲21)	住宅政策課	A				
		保証人等債務保証制度の紹介(再掲21)						
		在宅高齢者食生活支援事業	健康推進課	A				
		一般高齢者向け介護予防事業						
24	地域社会への参画支援	(仮称)シニア活動センターの開設	生きがい推進課	A	A	A	A	
		いこいの家活用促進						
		ふれあい館活用促進						
		グリーンカレッジ						
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進						
		世代間交流促進		子ども政策課				A

課題7: 生涯にわたる心とからだの健康支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (10)生涯を通じた男女の健康づくり支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題7	課題7	
							平均	決定
25	生涯を通じた健康づくり支援	区民一般健康診査	健康推進課	A	A	A	A	A
		国保特定健康診査・特定保健指導						
		後期高齢者医療健康診査						
		健康づくり協力店の充実						
		がん検診						
		成人歯科検診						
		在宅高齢者食生活支援(再掲23)						
		一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)						
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの健康教育(女性健康セミナー)	健康推進課	A	A	A	A	A
		女性の健康学習支援						
		プレママ栄養講座						
		女性健康支援センターの専門相談(女性のための健康何でも相談・専門相談)						
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援						
		女性のがんに関する情報提供						
		こんにちは赤ちゃん事業						
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)						
27	健康に関する正しい理解の促進	学校における性教育の推進	指導室	A	A	A	A	A
		HIV抗体等検査・相談	予防対策課	A				
		酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進						
		エイズ予防講演会						
		性感染症に関する啓発						
		薬物乱用防止に関する啓発	生活衛生課	A				

めざす姿3: 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	め ざ す 姿 3	B
課題8: 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進		

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(11)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題8	課題8	
							平均	決定
28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及	男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施	男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
		産業連合会等との連携による啓発の検討						

課題9: 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

■一次評価(取組⇒施策の方向)

施策の方向:(12)ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題9	課題9	
							平均	決定
29	職場の環境整備に向けた支援	社会保険労務士による経営相談	産業振興課	A	A	B	B-	C
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供						
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供	男女社会参画課	A				
施策の方向:(13)ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築								
30	推進企業・事業所に対する顕彰	推進事業者表彰	男女社会参画課	C	B-	B	B-	C
		推進事業者先進事例集作成						
		産業融資制度における利子補給優遇	産業振興課	A				

課題10: 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向:(14)多様なライフスタイルに対応した子育て支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題	課題10	
							平均	決定
31	保育サービスの整備	保育園の整備	保育サービス課	A	B+	B+	B	B
		認証保育所の整備						
		認定こども園の設置						
		延長保育の拡充						
		家庭福祉員						
		病後児保育						
		病児保育						
		要支援児保育						
		一時保育						
		ファミリー・サポート・センター事業						
		育児支援ヘルパー						
		ショートステイ						
		トワイライトステイ						
		子ども家庭支援センター	B					
		学務課	A					

施策の方向:(14)多様なライフスタイルに対応した子育て支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題	課題10	
							平均	決定
32	子どもの居場所整備	児童館子育てサポート	子ども政策課	A	B+			
		学童クラブでの児童受け入れ						
		乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」						
		子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」						
		母親教室						
		ファミリー・サポート・センター事業(再掲31)	子ども家庭支援センター	B				
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」						
		子育て支援者養成システム						
		子育て通信「すくすく」						
		子育て支援者グループの交流						
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」	学校地域連携担当課	A				
板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進								
いきいき寺子屋プラン								
施策の方向:(15)子育てに関する相談支援								
33	子育てに関する相談の充実	育児相談の充実	保育サービス課	A	A	B+	B	B
		子どもなんでも相談	子ども家庭支援センター	A				
		すくすくサロン巡回相談						
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」(再掲32)						
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」(再掲32)	子ども政策課	A				
		すくすくサロン巡回相談						
		こんにちは赤ちゃん事業(再掲26)	健康推進課	A				
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)(再掲26)						
		離乳食訪問お助け隊事業						
施策の方向:(16)高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実								
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充(再掲23)	おとしより保健福祉センター	A	A			
		認知症家族支援プログラム						
		認知症高齢者援護事業						
		地域ボランティア養成事業						
		介護実習普及センター運営						
		高齢者虐待専門相談室運営	障がい者福祉課	A				
		障がい者相談支援体制の拡充						
		障がい者緊急保護施設の運営						
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー	赤塚福祉事務所	A				
福祉総合相談(再掲21)								

課題11：男女がともに家庭生活を担うための支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (17)男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題11	課題11	
							平均	決定
35	意識啓発に向けた支援	男性の意識向上のための講座等の実施	男女社会参画課	A	A	A	B+	B
		ライフステージに応じた実践的な講座等の実施						
		ロールモデルの発掘・活用						
		育児・介護休業制度の普及・啓発	障がい者福祉課	A				
障がい者自立生活支援事業介護セミナー(再掲34)								

課題12：男女がともに地域活動に参画するための支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)

施策の方向: (18)地域活動への参画促進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題12	課題12	
							平均	決定
36	地域活動への参画支援	町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助	地域振興課	A	A	A	B+	B+
		ボランティア情報の提供						
		NPOボランティア活動の活性化、協働推進						
		町会・自治会への参加促進						
		リサイクル推進員	清掃リサイクル課	A				
		環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進	防災対策担当課	A				
防災活動を行う組織への参加促進								

めざす姿4：男女の平等と人権が尊重される社会

めざす姿4

B+

課題13：女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (19)女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題13	課題13	
							平均	決定
37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	DV防止関係資料による情報提供	男女社会参画課	A	B+	B	B	B
		セミナー等の実施						
		いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施						
38	学校等と進める予防教育	区立小中学校における人権教育の充実	指導室	A	B	B	B	B
		高校・大学等と協働した予防教育の検討・実施	男女社会参画課	B				

課題14：DV被害者の立場に立った相談体制の構築

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (20)早期発見へ向けた仕組みづくり			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題14	課題14	
							平均	決定
39	通報に関する情報の周知	通報制度の周知	男女社会参画課	A	A	A	A	A
		民生委員、医療関係者等関係機関との連携						

施策の方向: (21)DV相談体制の強化・充実			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題14	課題14	
							平均	決定
40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知	男女社会参画課	A				
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DVIに関する専門相談	男女社会参画課	A	A	A	A	A
		福祉事務所等との連携強化						
		DVIに関する専門相談	赤塚福祉事務所	A				

課題15：緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (22)DV被害者の一時保護			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題15	課題15	
							平均	決定
42	緊急時の保護体制整備	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	男女社会参画課	B	B+	B	B	B+
		都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携						
		母子緊急一時保護事業	福祉事務所	A				
		DV被害者保護						
		警察との連携強化						
		母子緊急一時保護事業	子ども政策課	A				

課題16：DV被害者が自立するための支援

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (23)自立生活再建のための支援体制			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題16	課題16	
							平均	決定
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討	男女社会参画課	A	A	A	B+	B+
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組	男女社会参画課	A				
45	生活再建に向けた支援	生活の支援	板橋福祉事務所	A				
		就労に向けた支援						
		連携会議						
		就労に向けた支援	産業振興課	A				
		就労に向けた支援	男女社会参画課	A				
		被害者支援マニュアル						
		連携会議						
		住宅確保に向けた支援						
		国保・年金制度に関する適切な情報提供	国保年金課	A				
		就学の支援	学務課	A				
		保育の支援	保育サービス課	A				
46	子どもへの継続的な支援	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援センター	A				
		児童虐待防止ケアシステム研修会						
		虐待防止支援訪問						
		見守りサポート事業						

課題17：関係機関等との連携推進

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (24)関係機関等との連携推進			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題17	課題17	
							平均	決定
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	DV担当者連絡会の充実	男女社会参画課	B	A	A	B+	B+
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携						
		警察、医師会等関係機関との連携						
		NPO等民間団体との連携						
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	赤塚福祉事務所	A				
		警察、医師会等関係機関との連携						
		NPO等民間団体との連携						
		母子緊急一時保護事業(再掲42)	子ども政策課	A				
		母子緊急一時保護事業(再掲42)						
要保護児童対策地域協議会(再掲46)	子ども家庭支援センター	A						

課題18：人材育成の推進

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (25)相談等に関わる人材の育成			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題18	課題18	
							平均	決定
48	研修等の充実	専門研修等	男女社会参画課	A	A	A	A	A
		二次被害防止のための研修						
		相談員の精神的ケアへの対応						
		研修等資料の提供						

課題19：性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

■一次評価(取組⇒施策の方向)⇒外部評価(課題)

施策の方向: (26)性別等に基づく人権侵害の防止			所管課による自己評価		ポイント評価		外部評価	
No.	取組	取組の内容、方策、事業など	所管課	取組に対する評価	施策の方向	課題19	課題19	
							平均	決定
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発	男女社会参画課	B	B	B+	B-	B-
			産業振興課	A				
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	人権尊重に関する意識啓発の推進	男女社会参画課	B	B	B+	B-	B-
		性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携						
施策の方向: (27)メディアへの対応								
51	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	男女社会参画課	A	A			

23 板 政 参 第 78 号
板橋区男女平等参画審議会

板橋区男女平等参画基本条例第 23 条第 1 項第 2 号に基づき、下記事項を
諮問します。

平成 23 年 11 月 14 日

東京都板橋区長 坂 本

健



記

1 諮問事項

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブ
プラン」の平成 23 年度実施結果に関する評価について

板橋区男女平等参画審議会開催状況

年 月 日	経 過
平成23年11月14日	平成23年度第6回板橋区男女平等参画審議会開催 「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプランの平成23年度実施結果に関 する評価について」諮問
平成24年 1月23日	平成23年度第7回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 3月 9日	平成23年度第8回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 5月22日	平成24年度第1回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 6月20日	平成24年度第2回板橋区男女平等参画審議会開催 所管課ヒアリング実施
平成24年 7月30日	平成24年度第3回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 9月 3日	平成24年度第4回板橋区男女平等参画審議会開催
平成24年 9月24日	平成24年度第5回男女平等参画審議会開催 「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプランの平成23年度実施結果に関 する評価について」答申

板橋区男女平等参画審議会委員名簿

任期：平成23年11月14日～平成25年11月13日

氏名	団体等
◎ 関根 靖光	東京家政大学教授 (人間文化研究所所長)
○ 吉田 正幸	幼児教育・保育専門紙「遊育」代表取締役
片山 美由紀	東洋大学教授 (社会学部社会心理学科)
大木 美登里	社会保険労務士 (東京都社会保険労務士会板橋支部推薦)
安藤 建治	弁護士 (板橋法曹会推薦)
小林 英子	板橋区町会連合会女性部副部長 (板橋区町会連合会推薦)
小原 道	板橋区民生・児童委員協議会蓮根舟渡地区会長 (板橋区民生・児童委員協議会推薦)
木田 孝雄	上板南口銀座商店街(振)理事長 ほか (板橋区商店街連合会推薦)
吉永 和恵	医師 (板橋区医師会推薦)
高田 由美	中根橋小学校PTA会長 (板橋区立小学校PTA連合会推薦)
今 正人	株式会社 夕二夕総合研究所代表取締役
福田 洋一	板橋区立志村第一中学校校長 (板橋区立中学校長会推薦)
宇田川 幸子	公募区民
鈴木 陽代	公募区民
茂木 資子	公募区民

◎：会長 ○：副会長